

1 全基準省令に共通する主な改正概要

(1) 感染症対策の強化

委員会の開催，指針の整備，研修の実施，訓練等の実施（施設系は訓練等の実施が新規で追加）が義務付けられます。経過措置期間 3 年

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合における業務継続に向けた計画等の策定，研修の実施，訓練の実施等が義務付けられます。経過措置期間 3 年

(3) 会議や他職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について，テレビ電話等を活用しての実施が認められます。（利用者等が参加して実施するものは利用者等の同意が必要）

(4) ハラスメント対策の強化

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めます。

(5) 運営規程について

運営規程に定めなければならない項目として「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されました。運営規程等の重要事項について，事業所の掲示だけでなく，事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等でも可となります。

(6) 科学的介護情報システム（LIFE）の活用と PDCA サイクルの推進

科学的介護情報システム（LIFE）を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進，ケアの質の向上が推奨されます。

2 各基準省令ごとの主な改正概要

下表のとおり

条例	基準省令（引用先）	主な改正概要
柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例	指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に直接携わる職員のうち無資格者に認知症介護基礎研修の受講を義務付け（経過措置3年）【訪問入浴介護，通所系サービス，短期入所系サービス，特定施設生活介護】 ・介護支援事業者等への情報提供の方法，内容等について，明確化【居宅療養管理指導】
柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例	指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合，当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努める【訪問系サービス，通所介護，通所リハビリテーション，福祉用具貸与（販売）】 ・地域等との連携強化【通所介護】 ・地域と連携した災害への対応の強化【通所系サービス，短期入所系サービス，特定施設入居者生活介護】 ・看護職員の配置基準の見直し【短期入所生活介護】 ・ユニット定員の緩和【短期入所系サービス】 ・ユニット型個室的多床室の新設禁止【短期入所系サービス】
柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例	指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターの配置基準の見直し【夜間対応型訪問介護】 ・事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合，当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努める【夜間対応型訪問介護，地域密着型通所介護】 ・介護に直接携わる職員のうち無資格者に認知症介護基礎研修の受講を義務付け（経過措置3年）【地域密着型通所介護，多機能型サービス，認知症対応型共同生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，認知症対応型通所介護】 ・管理者の配置基準緩和【小規模多機能型居宅介護，認知症対応型通所介護】 ・地域と連携した災害への対応の強化【地域密着型通所介護】 ・サテライト型事業所の基準創設【認知症対応型共同生活介護】

<p>柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤職員体制の見直し【認知症対応型共同生活介護】 ・外部評価に係る運営推進会議の活用【認知症対応型共同生活介護】 ・計画作成担当者の配置基準の緩和【認知症対応型共同生活介護】 <p>以下，【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】のみ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の配置基準見直し ・サテライト型居住施設における生活相談員の配置基準見直し ・従来型とユニット型を併設している場合，介護・看護職員の兼務を可とする。 ・口腔衛生管理体制の整備（経過措置3年） ・栄養管理計画の整備（経過措置3年） ・栄養士の配置→栄養士又は管理栄養士の配置 ・ユニット定員の緩和 ・ユニット型個室的多床室の新設禁止 ・事故発生防止のための安全対策担当者配置（経過措置6月）
<p>柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約に当たり，作成したケアプランにおける訪問介護，（地域密着型）通所介護，福祉用具貸与の各サービスの割合及び同一業者によって提供されたものの割合を説明することを義務付け ・区分支給限度額の利用割合及び訪問介護の割合が高い事業所を抽出する点検・検証の仕組み導入
<p>柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例</p>	<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>個別に該当する基準省令なし</p>
<p>柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型とユニット型を併設している場合，介護・看護職員の兼務を可とする。 ・介護に直接携わる職員のうち無資格者に認知症介護基礎研修の受講を義務付け（経過措置3年） ・口腔衛生管理体制の整備（経過措置3年） ・栄養管理計画の整備（経過措置3年） ・栄養士の配置→栄養士又は管理栄養士の配置 ・ユニット定員の緩和 ・ユニット型個室的多床室の新設禁止 ・事故発生防止のための安全対策担当者配置（経過措置6月） ・地域と連携した災害への対応の強化
<p>柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例</p>	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型とユニット型を併設している場合，介護・看護職員の兼務を可とする。 ・ユニット定員の緩和 ・ユニット型個室的多床室の新設禁止 ・介護に直接携わる職員のうち無資格者に認知症介護基礎研修の受講を義務付け（経過措置3年） ・事故発生防止のための安全対策担当者配置（経過措置6月） ・地域と連携した災害への対応の強化
<p>柏市養護老人ホーム設備運営基準条例</p>	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に直接携わる職員のうち無資格者に認知症介護基礎研修の受講を義務付け（経過措置3年）
<p>柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例</p>	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生防止のための安全対策担当者配置（経過措置6月） ・地域と連携した災害への対応の強化
<p>柏市介護老人保健施設人員等基準条例</p>	<p>介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型とユニット型を併設している場合，介護・看護職員の兼務を可とする。 ・介護に直接携わる職員のうち無資格者に認知症介護基礎研修の受講を義務付け（経過措置3年） ・口腔衛生管理体制の整備（経過措置3年） ・栄養管理計画の整備（経過措置3年）
<p>柏市介護医療院人員等基準条例</p>	<p>介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の配置→栄養士又は管理栄養士の配置 ・ユニット定員の緩和 ・ユニット型個室的多床室の新設禁止 ・事故発生防止のための安全対策担当者配置（経過措置6月） ・地域と連携した災害への対応の強化

備考：通所系サービス…通所介護，通所リハビリテーション

短期入所系サービス…短期入所生活介護，短期入所療養介護

訪問系サービス…訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導

多機能型サービス…小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護